

中央洋上救急支援協議会 第23回通常総会を開催

平成20年6月19日、海運クラブにおいて海上保安庁の影山次長のご臨席をいただき、中央洋上救急支援協議会の第23回通常総会が開催されました。

議案は、平成19年度事業報告、平成20年度事業計画で、いずれも異議なく承認されました。

また、総会に引き続いて、洋上救急事業に功労のあった東海大学医学部附属病院の青木弘道医師及び岩間潤看護師に対して日本水難救済会の相原会長から表彰状と銀色有功盾が授与されました。

平成19年度事業報告、平成20年度事業計画等は、次のとおりです。



第23回通常総会



洋上救急功労者表彰

1 平成十九年度事業報告

前年度に引き続いて海上保安庁、社会保険庁をはじめ関係諸団体の協力を受け、洋上救急事業資金の確保、傷病船員等への洋上救急往診、医療器具の整備及び維持管理、洋上救急慣熟訓練の実施など洋上救急センターが行なう事業が円滑に推進できるように積極的に支援を行いました。

1 洋上救急事業に必要な経費に関する支援

平成十九年度の洋上救急事業の運営資金は、社会保険庁船員医療援護事業の受託金、(財)日本財団からの助成金、(財)日本海事センターからの補助金、(社)日本船主協会、全日本海員組合、(社)大日本水産会等からの寄付金、受益船主からの負担金で構成されており、収支の決算額は三八二、二九八、二二八円です。

2 洋上救急往診を行なう医療機関の協力に関する支援

① 洋上救急往診医療に対する支援

平成十九年度の洋上救急往診の実績は二十六件の発生となっております。うち漁船

に対するものは十四件十五名、汽船は十二件十二名となっており、このうち外国船舶に関わるものは、汽船九件です。

これらの事案に対して、医師三十四名、看護師十七名の方々が出勤し、治療などを行いました。また、医療活動の実施に際しては病院、海上保安庁、洋上救急センター、地方支部等の関係機関が緊密に連携し、円滑に業務が遂行されました。

②医療器具の整備・維持管理に関する支援
小型携帯医療器具については、平成五年度から整備を開始し、現在十一セットを主要箇所に配備しており、定期的に或いは使用の都度、医療機関等に依頼して保守・点検を行なうとともに使用期限を有する器具を計画的に更新し、使用に際して支障が生じないように対応しています。

また、平成八年度から携帯型モニターの整備を進め、平成十九年度は中央地区（羽田航空基地）に一セット配備しました。同モニターは、これまでに中央地区及び東北、北部九州、沖縄、道東、日本海中部、南九州、道南、関西・四国、日本海西部の九箇

所の各地方支部に配備しており、今後とも同事業を継続して全国の各支部に整備することとしています。

③医師等の慣熟訓練の企画・実施に関する支援

洋上救急往診における業務の円滑化と事故防止を図るため、全国二十の地域において、海上保安庁の全面的な協力を受け、巡視船・ヘリコプターへの乗船・搭乗体験、治療の模擬実習等の慣熟訓練を支援しました。この訓練には、医師八十名、看護師百八十三名が参加しました。

3 洋上救急業務研修への支援

平成十九年十月四日、洋上救急センター各地方支部職員を中央に招集するとともに海上保安庁出先機関職員の参加を得て、洋上救急事業の円滑な運営と適正な事務処理を図るための合同研修を行いました。

4 洋上救急事業の周知活動に関する支援

洋上救急事業の周知を図るため、洋上救急の体制、要請方法、仕組等を掲載したパ

ンフレット「洋上救急の概要」を一万部印刷し、各地方支部や関係団体等を通じて配布しました。

また、協力医療機関、洋上救急センター各地方支部及び海上保安庁出先機関における洋上救急関係事務の円滑な処理を図るために、十八年度に加除方式とした「洋上救急マニュアル」の追録及び同マニュアル附録（洋上救急出動事例集・CD、R及び冊子）一・七〇〇部を作製し、関係先に配布しました。

5 洋上救急協力医療機関の拡充に関する支援

洋上救急事業の維持と円滑な遂行を図るため各地方支部や海上保安庁出先機関の協力を得て協力医療機関の拡充を進め、平成十九年度は二地域で二病院と「洋上救急医療協力に関する協定」を締結しました。

2 平成二十年度事業計画

前年度引き続き、海上保安庁、社会保険庁、関係諸団体等と協力し洋上救急センターの行なうに洋上救急事業が円滑に遂行されるように積極的に支援します。

1 洋上救急事業に必要な経費に関する支援

平成二十年度の事業運営資金は、社会保険庁からの医療援護事業の受託金、(財)日本財団からの助成金、(財)日本海事センターからの補助金、(社)日本船主協会、(社)大日本水産会等の漁業関係諸団体、全日本海員組合からの寄付金、受益船主からの負担金で構成されており、事業予算額は四五、〇〇〇千円です。

2 洋上救急を行う医療機関の協力に関する支援

① 洋上救急往診への支援

海上の船舶において発生した救急患者に対する医師等の洋上救急往診に積極的に協力します。

② 洋上救急往診用携帯医療器具の整備・維持管理に関する支援

携帯医療器具の整備と既設携帯医療器具の適切な保守・管理に関して支援します。

③ 医師等の慣熟訓練の企画・実施に関する支援

海上保安庁の協力を得て巡視船やヘリコプター等による慣熟訓練と同訓練後に行う検討会を支援します。

3 洋上救急業務研修に関する支援

洋上救急事案についての研究や連絡会等を支援し、今後の円滑な事業推進と安全且つ効果な診療の実施に資することとします。

4 洋上救急事業の周知活動に関する支援

洋上救急事業の制度等に関する周知活動を支援します。

5 その他洋上救急の円滑な推進に関する支援

前期のほか、洋上救急事業が円滑に且つ安全に推進されるように支援します。



タンカー甲板上・ヘリに患者を搬送中